

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大阪府

2 構造改革特別区域の名称

障害者に対する職業能力開発 I T 特区

3 構造改革特別区域の範囲

大阪府の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 大阪府における障害者に対する職業能力開発の現状

国の雇用施策が、福祉から就労支援へと大きくその重点を移しつつある中で、障害者に対する職業訓練の果たす役割は、ますます重要となってきている。

大阪府では、第3次大阪府障害者計画の施策目標の一つとして、「雇用の推進」「職業能力開発の充実」を挙げ、「大阪障害者職業能力開発校」の充実や「I Tに対応した訓練の充実」を推進している。

また、平成13年9月に策定した「第7次大阪府職業能力開発基本計画」においても、「障害者にとって「働くこと」は、自立や社会参加を促進し、自己実現を図る上で極めて重要であり、障害者個人の適性と能力に応じた多様な働く場を確保するため、職業能力開発の面からの支援から必要である。」と定めている。

(資料1)

障害者訓練の実施状況（平成17年度）

・大阪障害者職業能力開発校 (在職者訓練)	7科目155人(身体125知的30) 11コース100人(身体100)
・大阪府立芦原高等職業技術専門学校	1科目10人(身体10)
・大阪府立夕陽丘高等職業技術専門学校	1科目20人(知的20)
・特別委託訓練 (社会福祉法人等へ委託)	6施設14科目145人(身体80知的65)
・短期委託訓練	10カ所32コース665人 (身体133知的237精神78混合217)
・精神障害回復者(一般校での受入れ)	平成16年度1人、平成17年度2人

(2) 大阪府における障害者の雇用状況

障害者の雇用に関しては、雇用の場の拡大を図るため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下、「障害者雇用促進法」という。)において、事業主は、障害者雇用率によって算出される法定雇用障害者数以上の身体障害者又は知的障害者を常用労働者として雇用しなければならないと定められている。さらに、障害者雇用促進法の改正により、平成18年4月から精神障害者も対象となる。

大阪府域における実雇用率は、平成17年6月現在で1.51%であり、法定雇用率1.8%を達成していない。また、雇用率向上の大きな要素である職業紹介の状況においても、平成16年度大阪府内のハローワークでは、新規求職申込件数9,257件に対し就職件数が2,492人と、求職者のうち約3割弱しか就職できていない状況となっている。

こうしたことから、大阪府は、障害者雇用の一層の拡大に向け様々な取組みを行っているところである。

(3) IT情報処理関連産業における雇用

障害者の雇用の拡大にあたっては、求人が多い職業分野において個人の有する職業能力が活用できるようにすることが重要と考えられる。

近年では、IT情報処理関連職種（電気通信業・情報サービス業）において、求人が多くなっているものの、その仕事に就く人材が不足している。（資料2参照）

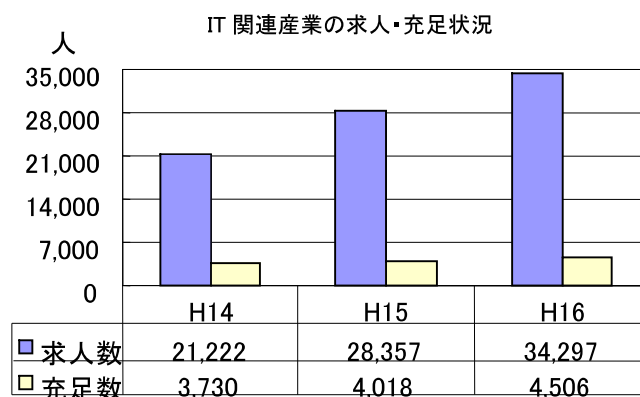
中でも、情報処理の知識・経験を有するシステムエンジニアやプログラマの求人が多く、また、各企業が新人教育にかかる費用を抑制する傾向にあるため、あらかじめ、情報処理技術に係る知識・技能を有する者が正規職員として求人されている場合が多い。

厚生労働省の障害者基本計画では、「ITの利用・活用が障害者の働く能力を引き出し経済的自立を促す効果は大きいことから、その積極的な活用を図る。」ことを重点的に取り組むべき課題としてあげている。

また、大阪府においても、IT関連作業における雇用拡大に向けた職業訓練による人材育成は、雇用のミスマッチ解消に向けた取組みの一つとして有効と考えており、障害者のIT情報処理関連産業への雇用に向けた取組みを一層進めていく必要がある。

（資料2）

資料出所：大阪労働局



（参考）【厚生労働省 障害者基本計画】

2 重点的に取り組むべき課題

1. 活動し参加する力の向上

(3) IT革命への対応

特に、ITの利用・活用が障害者の働く能力を引き出し経済的自立を促す効果は大きいことから、その積極的な活用を図る。

2. 活動し参加する基盤の整備

(2) 経済自立基盤の強化

地域での自立した生活を可能とするためには経済的な基盤の確立が不可欠であり、雇用・就業、年金、手当等により経済的に自立した生活を総合的に支援する。

このため、IT等の活用や企業との連携による職業能力開発を強化するとともに、福祉、医療、教育など関係分野の連携による支援体制を構築することにより、障害者の働く力の向上を図る。

(4) 大阪障害者職業能力開発校

大阪障害者職業能力開発校は、職業能力開発促進法に基づき、障害者が職業に必要な技能・知識を習得して職業的に自立し、生活の安定と地位向上を図ることを目的として国が設置し、大阪府が運営する施設である。

平成 17 年度現在、身体障害者を対象とした訓練科目 6 科、知的障害者を対象とした訓練科目 1 科の計 155 名の定員で訓練を展開している。

大阪障害者職業能力開発校では、一般の高等職業技術専門校で受入困難な重度障害者等の雇用促進を図るため、知的障害者や重度視覚障害者をはじめとする重度障害者に重点を置いた職業訓練を先導的に実施している。

○ 情報処理分野の科目再編

大阪障害者職業能力開発校の 2 年制訓練の情報処理科・情報技術科では、システム開発能力（プログラミング開発、制御プログラミング開発）を中心に職業訓練を行ってきたが、初級システムアドミニストレータ試験や基本情報技術者試験の合格率は 1～2 割であり、一般受験者の合格率の 2～3 割に比べ低くなっている。

このような状況を打開するため、平成 18 年度より情報処理科と情報技術科の 2 科を「情報システム科」に統合再編し、IT・情報処理関連業界でのニーズに応じた訓練を行う。

1 年次は、基礎訓練を行い、2 年次で、コースを選択（システム開発コースまたは OS・ネットワークコース）できるカリキュラムとする。

こうした科目再編により、高度な問題解決能力（業務分析等）や業務遂行能力（プレゼンテーション、プロジェクト管理）の付与、更には就職先別による[※]ベンダー資格（MCP、CCNA、オラクルマスター）の取得等を目指す。

初級システムアドミニストレータは、情報技術に関する一定の知識・技能を有し、担当する業務の情報化を利用者の立場から推進していく人材である。

基本情報技術者は、情報技術全般に関する基本的な知識・技能を持つ者で、情報システム開発においてプログラムの設計・開発を行うとともに、将来的な技術者を目指す人材である。

※ ベンダー資格とはソフトウェアメーカーが主催（認定）する民間資格。

MCP（マイクロソフト認定技術資格制度）

SE やプログラマなどのコンピュータ技術者を対象とした、マイクロソフト製品の技術的知識に関する認定資格制度。合格者には、『MCP』の称号が与えられる。MCP 資格には、10 種類のレベルがあり、各資格には世界共通認定書、技術／製品情報の提供など、数々の特典が用意されている。

CCNA（シスコ技術者認定制度）

シスコ社が実施するネットワークエンジニアに必要な知識とスキルを証明する資格制度。「アソシエイト」、「プロフェッショナル」、最高レベルの能力があることを示す「エキスパート」という 3 つのレベルの認定があり、様々なコースや資格付与が用意されている。

オラクルマスター（オラクル社のソフト製品に対する技術力を認定する制度）

データベースソフト製品において世界 No.1 のシェアを誇るオラクル社の技術力を認定する試験制度。データベース運用、管理の技術や知識に基づいて、「シルバー・フェロー」「シルバー」「ゴールド」「プラチナ」の四段階にランク分けされている。

5 構造改革特別区域計画の意義

産業構造が製造業中心からサービス業中心に移り変わる中で、IT・情報処理関連業界は今後ますます成長が見込まれ、企業は情報処理に関する知識・技能を有する人材を求める傾向にある。

こうした中、府域の中核的施設として障害者の職業訓練を行う大阪障害者職業能力開発校において、本件特区を活用することにより、障害者による初級システムアドミニストレータ及び基本情報技術者の資格取得が促進されるなど、IT・情報処理関連業界が求める基礎的なITスキルを有する人材を増やすことができる。

また、障害者雇用を促進するための企業啓発なども相俟って、障害者雇用に取り組む企業の増加など、障害者雇用の一層の促進が期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

科目内容を見直す情報システム科は、IT・情報処理関連業界に就職を希望する訓練生がより高度なスキルを身につけるための科であり、資格取得をスキルアップのためのファーストステップと位置づけている。

このため、カリキュラムは初級システムアドミニストレータや基本情報技術者の資格取得に止まらず、2年間の訓練期間中に業界で求められる技能の習得を視野に入れた高度な訓練内容となっている。

これにより、訓練生のIT・情報処理関連業界への就職・就労を一層促進することを目指す。

7 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本件特区を活用した職業訓練を行うことで、訓練生のITスキルが向上し、就職促進につながるるとともに、以下のような効果が考えられる。

(1) IT・情報処理関連企業への就職者数の増加

IT・情報処理関連業界では、初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の合格者は、基礎知識を備えた者と認識される。

IT・情報処理関連業界では一定の知識・技能を有する者を求人している場合が多く、資格を取得しない者についても、入社後2～3年以内に基本情報技術者資格の取得を求められる場合が多い。

そのため、あらかじめ資格取得をはじめとする一定の知識・技能を有する訓練生は就職に有利となり、就職者数の増加が期待できる。

また、企業における障害者雇用への理解、受入促進へと波及していくことが期待される。

さらに、企業で求められる知識・技能との格差が埋まり、離職の予防・定着率の向上も見込まれる。

(2) 大阪府におけるITスキルを身につけた人材の供給

産業構造が製造業中心からサービス業中心に移り変わる中で、今後ますます成長が見込まれるIT・情報処理関連業界に求められる知識・技能を持った人材を供給することが可能になり、大阪府において、企業における人材不足の解消とともに、改善が求められる障害者雇用の促進につながる。

8 特定事業の名称

- 1131 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除
(1143) する講座開設事業
- 1132 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業
(1144)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 大阪障害者職業能力開発校及び高等職業技術専門校等における障害者訓練の実施

大阪府においては、障害の有無に係わらずIT・情報処理関連の職業訓練を実施しているところである。(下記一覧表参照)

IT関連職種にかかる職業訓練科目一覧表

施設名	科目名	訓練内容	対象	期間	定員
障害者校	情報システム	システムエンジニアやプログラマの実務	身体障害者	2年	20
〃	OAビジネス	パソコンによる事務処理の実務	〃	1年	20
〃	CAD製図	CAD製図・設計手法の実務	〃	1年	20
〃	Webデザイン	HP制作の実務	〃	1年	20
芦原校	OAビジネス	パソコンによる事務処理の実務	〃	1年	10
職リハC	アカウンティングコース	会計や税務分野の実務	〃	1年	10
〃	システムソリューションコース	パソコンによる事務処理の実務	〃	2年	10
摂津C	OA実務	パソコンによる事務処理の実務	〃	1年	10
ライトハウス	ビジネス(会計・経営コース)	事務・経理の実務	〃	1年	4
〃	パソコン活用コース	パソコンによる事務処理の実務	〃	1年	8
〃	情報処理システムコース	ネットワークやデータベースの実務	〃	2年	2
大阪府ITステーション	OAビジネス	パソコンによる事務処理の実務	〃	1年	20
東淀川校	ITエレクトロニクス	制御システム的设计	一般	1年	30
〃	ネットワーク構築	ルーター等ネットワーク機器の環境設定	〃	6ヵ月	30
芦原校	ネットワーク情報	インターネットの活用、ネットワークの設計	〃	1年	30
〃	オフィスワーク	パソコンによる事務処理の実務	〃	6ヵ月	30
〃	eビジネス情報	企業のIT化に関する実務	〃	6ヵ月	30
東大阪校	情報処理	プログラム開発とシステム設計	〃	1年	30
夕陽丘校	CAD製図	CAD製図・設計手法の実務	〃	6ヵ月	30
南大阪校	情報通信	ネットワークシステムの設計・構築・保守管理の実務	〃	1年	30
〃	ネットワークサポート	ネットワーク構築・運用・診断実務	〃	6ヵ月	30

//	ネットワークセキュリティ	サーバー構築とセキュリティ実務	//	6 ヶ月	30
----	--------------	-----------------	----	------	----

(2) Yes-プログラム（若年者就職基礎能力支援事業）との連携

情報システム科では、Yes-プログラム認定講座の取得を計画している。Yes-プログラムとは、企業が若年者に求めている「コミュニケーション能力」「職業人意識」「ビジネスマナー」といった就職基礎能力の修得を支援する事業である。これらの就職基礎能力ごとに定められた講座・試験を終了または合格し、あわせて情報・経理・語学関係の資格を1つ以上取得すると、国から「若年者就職基礎能力修得証明書」が交付され、社会人、職業人、組織人としての能力を持ち合わせた人材として認められることになる。

初級システムアドミニストレータ試験、基本情報技術者試験は、プログラムに必要とされる情報関係の資格の1つであることから、Yes-プログラムの認定講座を情報システム科で行うことにより、訓練生のさらなる就職支援につながると期待される。

別紙 1

1 特定事業の名称

- 1 1 3 1 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する
(1 1 4 3) 講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

名 称 大阪障害者職業能力開発校
住 所 大阪府堺市城山台 5-1-3

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

別添資料 1 のとおり

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

- 当該講座の3分の2以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。
- 有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

- 修了認定に係る試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。
- 修了認定に係る試験会場は当該講座が実施される施設とする。
- 実施日は独立行政法人情報処理推進機構の定める日とする。
- 修了認定に係る試験は当該講座修了後に行い、1回目に合格基準を満たなかった者には、補講を行い2回目を実施する。
- 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。
- 講座修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知識を免除するものである。

当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本府が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣に協議するものとする。

別紙2

1 特定事業の名称

1 1 3 2 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業
(1 1 4 4)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

名 称 大阪障害者職業能力開発校

住 所 大阪府堺市城山台5-1-3

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

別添資料2のとおり

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

- 当該講座の3分の2以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。
- 有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

- 修了認定に係る試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。
- 修了認定に係る試験会場は当該講座が実施される施設とする。
- 実施日は独立行政法人情報処理推進機構の定める日とする。
- 修了認定に係る試験は当該講座修了後に行い、1回目に合格基準に満たなかった者には、補講を行い2回目を実施する。
- 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。
- 講座修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的知识を免除するものである。

当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、了認定の基準等について、本府が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣に協議するものとする。